開発許可申請等手数料一覧

萩市手数料条例

開発行為許可申請手数料

(都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可)

開発区域の面積	手数料の金額		
	自己居住用	自己業務用	その他
0. 1ha未満	8,600円	13,000円	86,000円
0. 1ha以上0. 3ha未満	22, 000円	30,000円	130,000円
0. 3ha以上0. 6ha未満	43, 000円	65, 000円	190,000円
0. 6ha以上1. 0ha未満	86,000円	120,000円	260, 000円
1. Oha以上3. Oha未満	130,000円	200,000円	390, 000円
3. Oha以上6. Oha未満	170,000円	270,000円	510,000円
6. Oha以上10.Oha 未満	220, 000円	340,000円	660, 000円
10. Oha以上	300,000円	480, 000円	870,000円

開発行為変更許可申請手数料

(都市計画法第35条の2の規定による開発行為の変更の許可)

次にあげる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円。

ア 開発行為に関する設計の変更

開発区域の面積に応じ開発行為許可申請手数料の例により算出した額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の開発区域への編入

新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可申請手数料の例により算出した額

ウ その他の変更

10.000 円

用途地域が定められていない土地の区域内等における建築物の特例許可申請手数料

(都市計画法第41条第2項ただし書の規定による建築の許可)

予定建築物等以外の建築等許可申請手数料

(都市計画法第42条第1項ただし書の規定による建築等の許可)

1件につき 26,000円

開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

(都市計画法第45条の規定による開発許可を受けた地位の承継の承認)

自己居住用	1,700円
自己業務用(1ha未満) (1ha以上)	1, 700円 2, 700円
その他	17, 000円

開発登録簿の写しの交付手数料

(都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付)

優良宅地造成認定申請手数料

(宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定)

面積	手数料の金額
0. 1ha以上0. 3ha未満	130,000円
0. 3ha以上0. 6ha未満	190,000円
0. 6ha以上1. 0ha未満	260, 000円
1. Oha以上3. Oha未満	390, 000円
3. Oha以上6. Oha未満	510,000円
6. Oha以上10.Oha 未満	660, 000円
10. Oha以上	870,000円